# 閲覧図書

1 業務名

令和2年度インフルエンザワクチン予防接種事業

- 2 図書内訳
  - (1)入札説明書
  - (2) 入札注意書
  - (3) 念書、入札書、委任状、入札書封筒様式記載例
  - (4) 契約書(案)、契約条項、仕様書
- 3 閲覧期間

自 令和2年9月9日

至 令和2年9月24日

4 入札日時

令和2年9月30日14:00

林野庁共済組合本庁支部

#### 入 札 説 明 書

林野庁共済組合本庁支部長

この度、下記により一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

記

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件 名 令和2年度インフルエンザワクチン予防接種事業
- (2) 仕 様 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年12月25日(金)
- (4) 履行場所 農林水産省本省 共用第5会議室(南別館地下1階 ドアNo,別007)
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人 又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由が ある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度農林水産省競争参加資格(全省庁 統一資格)の「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争 参加資格を有する者であること。
- (4) 入札説明書6に示す条件を満たすことを証明する書類を提出できる者であること。
- (5) 6 (1) の提出証明書等提出期限の日から7 (2) の入札執行の日までの間において、契約 担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく 指名停止を受けていないこと。
- 3 入札方法

入札金額は、上記件名に係るインフルエンザワクチン1名当たりの単価を記載すること。 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を 加算した金額をもって落札価格(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金 額とする。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業 者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所、日時及び問い合わせ先
- (1) 目 時 令和2年9月9日(水)~9月24日(木)

 $10:00\sim17:00$ 

(ただし、12:00~13:00及び行政機関の休日を除く。)

(2)場 所 〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁国有林野部管理課福利厚生室共済組合業務班事業第三係

(北別館7階 ドアNo. 北704)

電話:03-6774-2335

- (3)入札説明会 実施しない。
- 5 証明書等の提出

入札説明書に基づいて作成した証明書等を、競争参加者は、以下の日時までに提出しなければならない。

- 6 証明書等の提出期限等
- (1) 日 時 令和2年9月9日(水)~9月24日(木)

 $10:00\sim17:00$ 

(ただし、12:00~13:00及び行政機関の休日を除く。)

(2) 提出証明書等 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し 念書(入札説明書別紙)

パンフレット

(3) 提 出 場 所 〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁国有林野部管理課福利厚生室共済組合業務班事業第三係

(北別館7階 ドアNo. 北704)

※郵便等による場合は、提出期限までに必着するように書留等で郵送すること。

#### 7 入札執行の場所及び日時

- (1)場 所 林野庁シルバープラン室(北別館7階 ドアNo.北703)
- (2)日 時 令和2年9月30日(水) 14:00 ※郵便・信書便による入札は認めない。
- 8 入札保証金及び契約保証金 免除する。

#### 9 落札者の決定方法

国家公務員共済組合法施行規則第26条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10 その他の事項 入札注意書による。

#### 入 札 注 意 書

(総 則)

第1条 林野庁共済組合本庁支部長(以下「支部長」という。)の所掌に属する物品の製造 その他の請負契約又は物品の買入れその他の契約に関する入札については、法令その他に 定めるもののほか、この注意書によるものとする。

#### (入 札 等)

- 第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、 入札しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札書(別紙様式第1号)を、封かんの上、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状(別紙様式第2号)を持 参させなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 6 入札参加者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

#### (公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律 第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又 は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しては ならない。

#### (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### (無効の入札)

- 第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3)入札金額を訂正した入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5)入札に付される事項名又は入札金額の確認し難い入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の無効又は契約の解除)

- 第6条 入札参加者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、その入札参加者の入札 を無効とする。契約締結後において、該当することが判明した場合は無条件で契約を解除 する。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 入札参加者が次の各号の一に該当する行為を行っていると認められる場合は、その入札 参加者の入札は無効とする。契約締結後において、次の各号に掲げる行為を行っていると 認められる場合は、無条件で契約を解除する。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて林野庁共済組合本庁支部長の事業を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 入札参加者は、前2項に規定する事項について、同意の上で入札書を提出するものとする。

#### (落札者の決定)

- 第7条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落 札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入 札を「保留」し、調査の上、落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格をもって入 札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨お知らせする。

#### (再度入札)

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札 を行う。 (同価格の入札)

- 第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに 代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### (契約書の提出)

第10条 落札者は、支部長から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から 5日以内に支部長に提出しなければならない。ただし、支部長が事情やむを得ないと認め るときは、この期間を延長することができる。

### (異議の申立て)

第11条 入札をした者は、入札後この注意書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

念書

令和 年 月 日

 $\bigcirc$ 

林野庁共済組合本庁支部長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

当社は、インフルエンザワクチン予防接種事業の入札において、落札した場合には、実施人数分のワクチンを確保し、事業を実施いたします。

入	木L	書					
		令和	年	月	日		
林野庁共済組合本庁支部長	殿						
住	所						
会	社 名						
代	表者氏名						
	代理人氏名				<b>(1)</b>		
_¥							
ただし、「インフルエンザワクチン予防接種事業」の代金額							
入札説明書等承諾	の上、上記のとおり	入札します。					

- [注意] 1 提出年月日は必ず記入のこと。
  - 2 金額の訂正をしないこと。
  - 3 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
  - 4 ( )内は、代理人が入札するときに使用すること。この場合、代表者即は不要とする。

# 委 任 状

私は、 を代理人と定め、林野庁共済組合本庁支部長の発 注する「インフルエンザワクチン予防接種事業」に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

代理人使用印鑑

令和 年 月 日

住所会社名代表者氏名

A

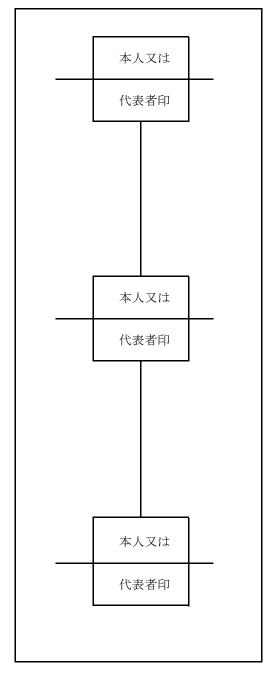
林野庁共済組合本庁支部長 殿

[注意] 代理人使用印鑑は、入札書に使用する印鑑と同じ印鑑を押印すること。

# 入札書封筒様式記載例

(表)

林 野 庁 「インフルエンザワクチン予防 共 済 組 本庁支部 合 長 門 田 成 生 房接種事 殿 令和 年 月 日 商号または氏名 住 電 話 番 号



- ※ 代表者が入札参加する場合は、代表者印を押印すること。代理人をもって入札参加する場合は、「本人又は代表者印」は委任状に記載されている代理人の印を押印すること。
- ※ 使用する封筒に応じて封かんし、封筒の継ぎ目に封印すること。封印は入札書に 押印する印鑑と同じものとする。
- ※ 入札書封筒への記載は、横書きも可。

# 契 約 書(案)

- 1 件 名 インフルエンザワクチン予防接種事業
- 2 仕様 仕様書のとおり。
- 3 契約金額

(消費税及び地方消費税含む)

		負担額内訳		
	契約単価	共済組合	被接種者	
インフルエンサ゛ワクチン予防接種 一人当たり単価	0,000円	0,000円	0,000円	

- 4 履行期間 契約締結日から令和2年12月25日までとする。ただし、ワクチンの接 種後に容態が悪化する被接種者がいる場合は履行期間経過後においても無償 で対応するものとする。
- 5 履行場所 仕様書のとおり。
- 6 検査場所 履行場所に同じ。
- 7 契約保証金 免除

上記件名(以下事業という)について、林野庁共済組合本庁支部長 門田 成生(以下「甲」という。)と○○○ ○○○長 ○○ ○○(以下「乙」という。)との間に、上記各項及び次の各契約条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 林野庁共済組合本庁支部長 門田 成生

乙 ○○県○○市○○丁目○番○号

- 第1条 乙は、頭書の仕様に基づき、仕様書に定める期日(以下「履行期限」という。)まで に事業を完了し、その結果を甲に通知するものとする。
- 2 前項の仕様に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定め るものとする。
- 第2条 甲は、この事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めるときは、 甲の命じた監督のための職員(以下「監督職員」という。)に監督させることができるもの とする。
- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 乙は、甲(監督職員を含む。)から監督に必要な事業計画表等の提出を求められた場合は、 速やかに提出するものとする。
- 第3条 乙は、履行期限までに事業を完了できない場合は、あらかじめ甲に対し遅滞の理由及 び完了見込日時を明らかにした書面を提出して、履行期限の延長の承認を受けなければなら ない。
- 第4条 甲は、乙が履行期限までに事業を完了できない場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し延滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。
- 2 前項に定める延滞金は、履行期限の翌日から履行完了の日までの遅滞日数1日につき契約 期間中必要とする数量から既に実施された数量を控除した数量に契約単価を乗じた額に政府 契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示にて定められた率で計算した額とする。
- 3 第1項に定める延滞金の請求は、甲が第12条第2項の規定によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。
- 第5条 乙は事業を完了し、甲にその旨を通知する場合は、甲が命じた検査のための職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。
- 第6条 検査職員は、前条の定めにより乙から通知を受けた日から10日以内(当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。)に検査を行わなければならない。
- 2 乙又は乙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講 ずるものとする。
- 3 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は乙の欠 席のまま検査を行うことができるものとする。この場合において、乙は検査の結果について 異議を申し立てることはできない。
- 4 検査職員は、検査の結果、全部又は一部について不当な箇所を発見した場合は、乙に対し、 適当な日時を定めて不当な箇所の引換え又は修正を請求することができるものとする。 この場合には、乙は直ちに不当な箇所の引換え又は修正を行わなければならない。
- 5 検査に要する経費は、全て乙の負担とする。
- 第7条 乙は、ワクチン接種時に被接種者から被接種者負担分として一名当たり
  - 金〇,〇〇〇円を徴収するものとし、共済組合負担金分は仕様書に定める全ての事業を完了 し、第5条に定める検査に合格したときに、共済組合負担金の契約単価〇,〇〇〇円
  - (1,500円を限度とする。)にワクチン接種人数を乗じた額を共済組合負担金分として 甲に請求するものとする。
- 第8条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に請求額を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書

が不適当なため乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

- 第9条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わない場合は、甲に対し遅延利息を請求すること ができるものとする。
- 2 前項に定める遅延利息は、遅延日数1日につき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示にて定められた率で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数については、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。
- 3 支払遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する 期間は約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。
- 第10条 甲は、甲の必要によりこの契約の全部又は一部について解除することができるものとする。この場合において、契約単価を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。
- 第11条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除する ことができるものとする。
- (1) 天災その他乙の責に帰することができない理由により、乙が契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙がこの契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、又は正当な 理由がなく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙又は乙の使用人に不正の行為があったとき。
- (4) 乙又は乙の使用人が第5条に定める検査職員の検査を妨げたとき。
- (5) 乙が破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- 第12条 甲は、前条第1号に定める理由によりこの契約を解除する場合は、乙に対し違約金 を請求しないものとする。
- 2 甲は、前条第2号から第6号までに掲げる理由によりこの契約を解除する場合は、違約金として契約期間中必要とする数量から既に実施された数量を控除した数量に契約単価を乗じて得た額の10分の10に相当する額を乙に対し請求することができるものとする。
- 第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除 することができるものとする。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしていると 認められるとき。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、 何らの催告をせず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて林野庁共済組合本庁支部長の事業を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 第15条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても 該当しないことを確約するものとする。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請 負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)又は受任者 (再委任以降の全ての受任者を含む。)が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約 の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約するものとする。
- 第16条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該 再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契 約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができるものとする。
- 第17条 甲は、第13条、第14条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第13条、第14条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 第18条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ 等の反社会的勢力から不当要求又は事業妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を 受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やか に不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。
- 第19条 この契約によって、甲が乙から取得すべき延滞金及び違約金がある場合は、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができるものとする。
- 第20条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対 象債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 乙から売掛債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使

を害すべきことを行わないこと。

- (3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、履行場所の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 第21条 乙は、この契約に基づく事業の処理上、知り得た事実をこの契約機関にかかわらず 第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この契約に基づく事業の資料を転写し、又は第三者に閲覧、転写若しくは貸し出してはならない。
- 第22条 乙及びこの事業に従事する者(従事した者を含む。以下「事業従事者」という。) は、この事業に関して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)を事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
- 2 乙及び事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的 に利用してはならない。
- 3 前2項については、この事業が終了した後においても同様とする。
- 第23条 乙は、事業を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出してはならない。
- 第24条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握 した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発 生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければなら ない。
- 第25条 乙は、この契約の履行に当たり甲から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従って措置をするものとする。
- 第26条 乙は、事業が終了したときは、この事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については返却しなければならない。
- 第27条 乙は、予期することができない経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不適当 であると認められる場合には、甲にその理由を書面をもって提出するものとする。
- 2 前項の場合、甲は乙の理由をやむを得ないと認めるときは、乙と協議して変更することが できるものとする。
- 第28条 乙が、この契約により甲又は第三者に損害を与えた場合は、全て乙の負担により処理するものとする。
- 第29条 この契約に関して第三者と著作権について紛争が生じた場合は、全て乙の責任において処理するものとする。
- 第30条 乙が頭書の事業により取得した著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第2 7条及び第28条に規定する権利を含む。)は、甲に承継するものとする。
- 第31条 乙は、頭書の事業により作成したデータを公表又は第三者に譲渡する場合には、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- 第32条 乙は、事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項に規定する事業の主たる部分とは、事業における総合的企画、事業遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 3 乙は、効率的な履行を図るため、事業の一部を第三者に請け負わせること(以下「再請負」という。)を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。ただし再請負ができる事業は、原則として契約金額に占める再請負金額の割合(「再請負比率」という以下同じ。)が50パーセント以内の事業とする。
- 4 乙は、前項の承認を受けた再請負について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、再々請負(再々請負以降の請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々請 負の相手方の住所、氏名及び事業の範囲を記載した書面を、第3項の承認の後、速やかに、 甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再請負の変更に伴い再々請負の相手方又は事業の範囲を変更する必要がある場合に は、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができるものとする。
- 8 再請負する事業が事業を行う上で発生する事務的事業(印刷・製本、翻訳、会場設営及び 運送・保管に類する事業)であって、再請負比率が50パーセント以内であり、かつ、再請 負する金額が100万円以下である場合には、軽微な再請負として第3項から前項までの規 定は、適用しない。
- 第33条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部 を解除することができるものとする。
- (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止 法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起 されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、 当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
- 第34条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約期間中必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法 第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行 い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、 当該納付命令が確定したとき。

- (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第2 1項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、同項の契約期間中必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する額のほか、契約期間中必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定 の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 第35条 この契約の履行について甲、乙間に紛争が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

# 再請負承認申請書

番 号 年 月 日

林野庁共済組合本庁支部長 殿

(事業者) 住 所 氏 名

印

令和 年 月 日付けで締結した にかかる契約について、下記のとおり 再請負したいので、契約書第32条第3項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再請負先の相手方の住所及び氏名
- 2 再請負の事業範囲
- 3 再請負の必要性
- 4 再請負の金額
- 5 その他必要な事項
- (注) 1 申請時に再請負先及び再請負の契約金額(限度額を含む。)を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該 事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

- 2 再請負承認後に再請負の相手方、事業の範囲又は契約金額(限度額を含む。)を変更する場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

# 仕 様 書

1 件名 令和2年度インフルエンザ予防接種事業

2 目的

組合員に対し、インフルエンザワクチンを接種することで、インフルエンザの発症及び重症化を未然に予防し、本人等の負担軽減に資することを目的とする。

- 3 業務内容
  - (1) 医師による問診及び医師又は看護師による接種等
  - (2) 個人負担分に係る現金収納(領収書発行を含む。)及び検温(医療行為は除く。)
  - (3)接種後の体調不良者等に対する措置体制
- 4 実施人数

接種予定者数は300名程度とする。

5 実施場所

農林水産省本省 共用第5会議室(南別館地階)

6 予防接種日程・時間

下表の日程及び時間により実施することとする。

日 時 実施時間		正味時間	
11月20日(金)	$13:30 \sim 16:30$	180 分	

7 医師医療員派遣数

受託機関は、医師2名及び看護師等必要最低限の人数を派遣し対応すること。

- 8 機材運搬等経費の負担及び医師等の交通費 受託機関が負担すること。
- 9 廃棄物等の処理

予防接種に係る感染症廃棄物等は、受託機関が責任を持って持ち帰り、適切に処分すること。

- 10 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策
  - (1) 医師医療員は、派遣前に検温や体調確認を行い、体調不良の場合は派遣しないこと。また、マスク着用、手洗いや手指消毒をする等、衛生管理を徹底すること。
  - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止として、実施場所には、消毒液を設置すること。
- 11 予防接種実施報告

受託機関は、履行した予防接種の実施を取りまとめ、翌月10日までに被接種者の名簿等を任意の方法により作成し、林野庁共済組合本庁支部へ報告する。

12 その他

疑義が生じた場合は、林野庁共済組合本庁支部・受託機関協議の上、決定すること。